

定額減税補足給付金(不足額給付金) 申請書

不足額給付2

(宛先)寒川町長

転入者用

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、本給付金の [申請 受給 申請及び受給] を委任します。				本人氏名 署名

2. 振込口座 (原則、『1. 申請者』名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類(通帳・キャッシュカードの写し等)を添付してください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協		本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関番号		店番号			

ゆうちょ銀行	通帳番号 [6桁目がある場合は ※欄にご記入ください]	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された 記号・番号をご記入ください。	1		

(注) 金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りができない方は、寒川町福祉課給付金窓口(電話0467-74-1111)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

① 下記の支給要件に当てはまる場合、寒川町において算定した支給額が支給されます。寒川町における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付金)は支給されません。

【支給要件】

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の方
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額48万円を超えている方(令和6年に実施した当初調整給付分を本人または扶養親族等分として対象となっていない)
- ・ 低所得世帯支援給付金(令和5年度非課税給付等又は令和6年度非課税化給付等)対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない方
- ・ 上記のほか、「地域の実情により、やむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する方

【支給額】

1人当たり最大4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者は3万円、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は3万円以内)

② 定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、寒川町が必要な住民基本台帳、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

⑤ この申請書は、寒川町において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。

⑥ 寒川町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに、寒川町が申請者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。

⑦ 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。

※【誓約・同意事項】の確認漏れや、提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

上記、誓約・同意事項を確認しました。
本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

提出書類

- ☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付金) 申請書』(本書類)
 - ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面上段)
 - ☐ 振込口座(表面下段)
 - ☐ 誓約・同意事項(裏面上段)
 - ☐ 署名(裏面下部)
- ☐ 『事業主の令和5年分と令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書または青色申告決算書の写し』(青色申告専従者または事業専従者の方のみご用意ください。)
- ☐ 『世帯全員の令和5年度と令和6年度の個人住民税分控除不足額等がわかる資料』の写し(住民税の納税通知書、特別徴収税額通知書または課税(非課税)証明書)
- ☐ 『当初調整給付の支給確認書、支給決定通知書等』の写し(給付対象の方のみご用意ください。)
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
 - ※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
 - ※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
 - ※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

本人確認書類(提出必須)

運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等のいずれかの1つの写し(コピー)

振込先金融機関口座確認書類(提出必須)

振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※受取口座の金融機関名、支店名、口座番号および口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

代理人確認書類(該当者のみ提出)

代理人による申請を行う場合は提出してください。

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等のいずれかの1つの写し(コピー)
※法定代理人による場合は、登記事項証明書等の後見登記制度の公的確認事項の写し(コピー)も添付